

## 別表1（第1条関係）

### 引受事務要領

受付方法 水先の求めの受け付けは、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 合同事務所の窓口における受付  
所在地：留萌市本町3丁目36番2号
- (2) 電話による受付（TEL：0164-43-4128）
- (3) FAXによる受付（FAX：0164-43-4128）

受付事項 水先の求めの受け付けに当たっては、次のすべての事項について利用者からの情報を得るものとする。

- (1) 船名、総トン数、全長、喫水、多層甲板船該当の有無、速力及び積荷の種類
- (2) 船舶所有者（水先法第3条）の氏名又は名称及び住所
- (3) 水先区間及び水先開始予定時刻
- (4) 輸出免税等（消費税等）該当の有無及び検疫の要否
- (5) その他利用者から得た特別な事情

当直表 会員の休息時間及び休日を確認し、水先の求めの受付を計画的に行うことにより、会員の安全かつ確実な水先業務の実施を確認するため、毎週、翌々週1週間分の会員ごとの水先業務の対応体制等の内容とする当直表を作成し、毎月曜日までに公表するものとする。

受付条件 (1) 原則として、利用者から水先開始予定時刻の20時間前までに申し込みされたものであること。  
(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準に適合したものであること。

会員への連絡 本会が受け付けた水先の求めについては、次に掲げるところにより会員に対し連絡を行うものとする。  
(1) 当直表の中から、水先人の休息時間の確保その他の事情を考慮して本会が選任、遅滞なく当該選任した会員に連絡するものとする。

(2) 前号による会員への連絡方法は、電話、FAXその他確実な

するものとする。  
(2) 前号による会員への連絡方法は、電話、FAXその他確実な手段により行うものとする。

#### 水先業務年数に応じた業務制限

水先業務経験年数	修業範囲（一級水先人）
1年未満	5万総トン未満の船舶（2万総トン以上の危険物積載船を除く。）
3年未満	すべての船舶（5万総トン以上の危険物積載船を除く。）
5年未満	すべての船舶（10万総トン以上の危険物積載船を除く。）

## 安全運航基準

留萌水先区水先人会

- ・ 気象及び海象の状況が次の要件すべてを満たさない場合は、その間、業務を見合わせることもある。

－ 留萌港外における風速 7 m／秒以下

－ 留萌港外における波浪の高さ 2 m以下

－ 留萌港第4区における視界 800 m以上

以上